平成２９年（フ）第２２１号
静岡県焼津市北新田75番地　富士見団地Ａ－301号
債務者　藤川　千明
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月30日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４５号
栃木県栃木市大平町上高島316番地１、従前の住所栃木県栃木市大平町新1034番地１　ハイツ緑ヶ丘Ｅ棟101
債務者　天谷　純也
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月１日午後１時15分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２９年（フ）第１１６６号
横浜市青葉区荏子田２－１－６　プラシード201、住民票上の住所神奈川県大和市つきみ野１丁目１番地８　デュオヒルズ中央林間213号
債務者　片山　眞代（旧姓斉藤）
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第７４６号
千葉県柏市東３丁目２番15号
破産者　土屋　清春
1　決定年月日　平成29年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第４８号
千葉県松戸市野菊野２番地　野菊野団地２号棟819号室
破産者　有馬　純一
1　決定年月日　平成29年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第８６４０号
東京都台東区東上野１丁目19番14号
破産者　有限会社リョウ・テック
1　決定年月日　平成29年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８６４１号
東京都八王子市長沼町782―208
破産者　菱山　寛樹
1　決定年月日　平成29年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９４０４号
東京都調布市多摩川７丁目33－１－202、開始決定時の住所東京都調布市入間町２丁目６－９　タチバナ方
破産者　羽田野　彩
1　決定年月日　平成29年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２１７号
東京都江東区富岡２丁目６－１　第五芙蓉ハイツ405
破産者　三田村裕司
1　決定年月日　平成29年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２１８号
東京都江東区富岡２丁目６－１　第五芙蓉ハイツ405
破産者　三田村亜貴子
1　決定年月日　平成29年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７０１号
東京都北区滝野川３丁目57番２号　ノルド・ルミエール・アン303号、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区築地４丁目３番12号
破産者　株式会社オフィスジェイアイ
1　決定年月日　平成29年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７０２号
東京都北区滝野川３丁目57－２－303
破産者　伊藤　純子
1　決定年月日　平成29年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９６５号
東京都葛飾区南水元３丁目６－１－253　金町第二団地
破産者　荒木　　実
1　決定年月日　平成29年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１１２８号
東京都江東区豊洲３丁目４番２－3606
破産者　伊藤　信子（旧姓宮里）
1　決定年月日　平成29年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１１２９号
東京都中央区築地５丁目４番19号　ジュエル浜離宮408
破産者　有限会社勝正
1　決定年月日　平成29年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１１３０号
埼玉県川口市大字安行領根岸965－５
破産者　蔭山　勝彦
1　決定年月日　平成29年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１１９１号
東京都豊島区千早１丁目５番12号
破産者　有限会社良功建設
1　決定年月日　平成29年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１２５２号
東京都板橋区西台３丁目27－９－301
破産者　柿崎　　高
1　決定年月日　平成29年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部